

平成20年度特定保険医療材料に係る機能区分の見直し(案)

1. 見直しの趣旨

現行の機能区分については、臨床上の利用実態を踏まえる等の観点から、必要に応じ見直しを行うこととしているが、次の観点から見直す区分を選定し実施する。

- (1) 機能区分の細分化に関するもの
- (2) 機能区分の合理化に関するもの
- (3) 機能区分の新規評価に関するもの
- (4) 機能区分の簡素化に関するもの

2. 見直しの概要

24分類について見直しを行う

(1) の観点から見直しを行った分類	8分類
(2) の観点から見直しを行った分類	2分類
(3) の観点から見直しを行った分類	2分類
(4) の観点から見直しを行った分類	12分類

【参考】 平成18年度における機能区分の見直し

- 6分類について見直しを行った
- (1) 臨床上の利用実態に関するもの 4分類
 - (3) 新規の医療材料の評価に関するもの 1分類
 - (4) 機能区分の簡素化に関するもの 1分類

特定保険医療材料の機能区分見直し(案)

1 機能区分の細分化に関するもの

(1) 医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)の第2章第2部に規定する特定保険医療材料

【細分化①】

現行機能区分	新機能区分案
在002 在宅中心静脈栄養用輸液セット	在002 在宅中心静脈栄養用輸液セット (1) 本体 (2) 付属品 ① フーバー針 ② 輸液バッグ

<見直し理由>

従来の在宅中心静脈栄養用輸液セットには、必ずしも使用しない医療材料が含まれている場合もあるので、それらの主なものは付属品として区分を細分化し、使用された材料が適正に評価されるよう機能区分を見直すもの。

【細分化②】

現行機能区分	新機能区分案
在005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル（1）経鼻用 ② 乳幼児用	在005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル（1）経鼻用 ② 乳幼児用 ア 一般型 イ 非DEHP型

＜見直し理由＞

乳幼児用の在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテルについては、フタル酸ジ-2-エチルキシル(以下、「DEHP」)が材質として含まれたポリ塩化ビニル製の医療用具のものがあるが、DEHPについては現在薬事法上の注意喚起レベルであることから使用可能ではあるものの、安全対策上の観点からDEHPが材質として含まれないことが望ましく、また、価格差もあることから区別するために細分化するもの。

4

(2) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）

【細分化③】

現行機能区分	新機能区分案
026 栄養カテーテル（1）経鼻用 ② 乳幼児用	026 栄養カテーテル（1）経鼻用 ② 乳幼児用 ア 一般型 イ 非DEHP型

＜見直し理由＞

在005と同様に、乳幼児用栄養カテーテルについても、フタル酸ジ-2-エチルキシル(以下、「DEHP」)が材質として含まれたポリ塩化ビニル製の医療用具のものがあるが、DEHPについては現在薬事法上の注意喚起レベルであることから使用可能ではあるものの、安全対策上の観点からDEHPが材質として含まれないことが望ましく、また、価格差もあることから区別するために細分化するもの。

4

【細分化④】

現行機能区分	新機能区分案
038 交換用胃瘻カテーテル (1) 胃留置型 ① バンパー型 ② バルーン型 (2) 小腸留置型	037 交換用胃瘻カテーテル (1) 胃留置型 ① バンパー型 ア ガイドワイヤーあり イ ガイドワイヤーなし ② バルーン型 (2) 小腸留置型

<見直し理由>

バンパー型胃瘻カテーテルを交換する際に、ガイドワイヤーを用いて交換する場合とガイドワイヤーを用いないで交換する場合では、交換手技の安全性、精度、価格等に差があるとの指摘もあることから、ガイドワイヤー付きの有用性を明確にするため、区分を細分化するもの。

5

【細分化⑤】

現行機能区分	新機能区分案
084 脳動静脈奇形手術用等クリップ	083 脳動静脈奇形手術用等クリップ (1) 一般型 (2) バネ型

<見直し理由>

脳動静脈奇形手術用等クリップについては、特殊な形状のバネ型が追加されたことにより、一般型との価格の乖離が著しくなっている。区分を細分化し、使用された材料が適正に評価されるよう機能区分を見直すもの。

(3) 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料

【細分化⑥】

現行機能区分	新機能区分案
014 栄養カテーテル (1) 経鼻用 ② 乳幼児用	014 栄養カテーテル (1) 経鼻用 ② 乳幼児用 ア 一般型 イ DEHP型

<見直し理由>

医科点数表の「026 栄養カテーテル」と同様に、歯科点数表においても機能区分を見直すもの。

6

(4) 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料

【細分化⑦】

現行機能区分	新機能区分案
調剤報酬010 在宅中心静脈栄養用輸液セット	調剤報酬005 在宅中心静脈栄養用輸液セット (1) 本体 (2) 付属品 ① フーバー針 ② 輸液バッグ

<見直し理由>

医科点数表の「在002 在宅中心静脈栄養用輸液セット」と同様に、調剤報酬においても機能区分を見直すもの。

7

【細分化⑧】

現行機能区分	新機能区分案
調剤報酬013 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル (1) 経鼻用 ② 乳幼児用	調剤報酬006 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル (1) 経鼻用 ② 乳幼児用 ア 一般型 イ 非DEHP型

<見直し理由>

医科点数表の「在005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル」と同様に、調剤報酬においても機能区分を見直すもの。

8

2 機能区分の合理化に関するもの

(1) 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料

【合理化①】

現行機能区分	新機能区分案
調剤報酬 001 インスリン製剤注射用ディスポーザブル注射器 002 ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器 003 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤注射用ディポーザブル注射器 004 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤注射用ディポーザブル注射器 005 性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤注射用ディポーザブル注射器 006 性腺刺激ホルモン製剤注射用ディポーザブル注射器 007 ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体注射用ディスポーザブル注射器 008 ソマトスタチンアナログ注射用ディスポーザブル注射器 011 在宅悪性腫瘍患者自己注射用ディスポーザブル注射器 012 グルカゴン製剤注射用ディスポーザブル注射器 016 ヒトソマトメジンC製剤注射用ディスポーザブル注射器	調剤報酬 001 インスリン製剤等注射用ディスポーザブル注射器 002 ヒト成長ホルモン剤注射用ディスポーザブル注射器 003 ホルモン製剤等注射用ディスポーザブル注射器

<見直し理由>

これまで調剤報酬における注射器については、薬剤により新たな機能区分を新設してきたが、同じ価格で償還している注射器について区分を合理化するもの。

9

【合理化②】

現行機能区分	新機能区分案
調剤報酬 014 万年筆型インスリン注入器用注射針 015 万年筆型ヒト成長ホルモン剤注入器用注射針	調剤報酬007 万年筆型注入器用注射針 (1) 標準型 (2) 針折れ防止型 (3) 超微細型

<見直し理由>

これまで注射針については、用いる薬剤により機能区分を評価してきたが、今回注射針の特性に着目して機能区分を見直し、合理化と細分化するもの。

/0

3 機能区分の新規評価に関するもの

(1) 歯科点数表の第2章第8部及び第9部に規定する特定保険医療材料

【新規①】

現行機能区分	新機能区分案
なし	023 歯周組織再生材料 (1) 吸収型 (2) 非吸収型

<見直し理由>

歯周外科手術の一つである歯肉剥離掻爬手術に伴う歯周組織の再生材料を新たに評価するもの。

(2) 調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料

【新規②】

現行機能区分	新機能区分案
なし	調剤報酬008 携帯型ディスポーザブル注入ポンプセット

<見直し理由>

現在、在宅医療における悪性腫瘍の鎮静療法において、携帯型ディスポーザブル注入ポンプを用いた場合には、診療報酬上評価されているが、調剤報酬においても新たな機能区分として新設するもの。

//

4 機能区分の簡素化に関するもの

(1) 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）

	現行機能区分	新機能区分案
1	030 イレウス用ロングチューブ (1) 標準型① バルーンなし型	(削除)
2	034 子宮頸管留置カテーテル	(削除)
3	041 人工腎臓用特定保険医療材料 (回路含む。) (3) 吸着型血液浄化器① 腎補助用	(削除)
4	087 脳深部刺激装置用受信器 (4極用)	(削除)
5	089 脊髄刺激装置用受信器 (4極用)	(削除)
6	090 脳深部又は脊髄刺激装置用受信器 (8極用)	(削除)
7	099 人工食道	(削除)
8	117 ペースメーカ (1) 抗頻拍機能付加型	(削除)
9	117 ペースメーカ (6) デュアルチャンバ (Ⅲ型)	(削除)
10	129 ディスポーザブル人工肺 (2) 気泡型肺	(削除)
11	135 心臓手術用カテーテル (5) アテレクトミーカテーテル (I)	(削除)
12	135 心臓手術用カテーテル (6) アテレクトミーカテーテル (II)	(削除)

<削除理由>

機能区分に該当する医療機器がなくなったため。

12

再算定対象機能区分(案)

機能区分	
1035	胆道ステントセット(2) 自動装着システム付① 永久留置型イ カバーなし
2035	胆道ステントセット(2) 自動装着システム付② 一時留置型
3062	固定用内副子(プレート)(9) その他のプレート① 標準工 頭蓋骨閉鎖用ii クランプ型
4063	大腿骨外側固定用内副子(3) つばつきプレート(生体用合金I)
5063	大腿骨外側固定用内副子(5) ラグスクリュー(生体用合金I)
6063	大腿骨外側固定用内副子(7) スライディングラグスクリュー(生体用合金I)
7065	脊椎固定用材料(1) 脊椎ロッド
8065	脊椎固定用材料(5) 脊椎スクリュー(固定型)
9074	髓内釘(1) 髓内釘② 横止め型
10074	髓内釘(1) 髓内釘③ 大腿骨頸部型
11117	ベースメーカ(8) トリプルチャンネル
12125	生体弁(1) 異種大動脈弁
13138	血管内手術用カテーテル(3) PTAバルーンカテーテル① 一般型ア 標準型
14139	人工血管(1) 永久留置型① 大血管用ウ 2分岐以上

ㄥ

再算定対象機能区分(案)について

平成18年度

再算定の要件への該当性を検証した機能区分

再算定対象となった機能区分

- 引き下げ率 25%のもの
- 引き下げ率 20~25%のもの
- 引き下げ率 15~20%のもの
- 引き下げ率 10~15%のもの
- 引き下げ率 5~10%のもの
- 引き下げ率 0~5%のもの

- 281 区分
- 80 区分
- 34 区分
- 10 区分
- 3 区分
- 15 区分
- 15 区分
- 3 区分

平成20年度

再算定の要件への該当性を検証した機能区分

再算定対象となった機能区分(案)

- 引き下げ率 25%のもの
- 引き下げ率 20~25%のもの
- 引き下げ率 15~20%のもの
- 引き下げ率 10~15%のもの
- 引き下げ率 5~10%のもの
- 引き下げ率 0~5%のもの

- 150 区分
- 14 区分
- 2 区分
- 3 区分
- 2 区分
- 2 区分
- 3 区分
- 2 区分

(一)